

室蘭市開港150年・市制施行100年記念事業動画作成業務 公募型プロポーザル 実施要領

1 趣旨

この要領は、室蘭市が実施する「室蘭市開港150年・市制施行100年記念動画作成業務委託」の受託者を特定することを目的に実施する公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めたものである。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名：室蘭市開港150年・市制施行100年記念動画作成業務
- (2) 業務内容：別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間：契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (4) 上限額：2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む額）

3 担当部局

担当：室蘭市役所総務部総務課（室蘭市役所本庁舎2階）

住所：〒051-8511 室蘭市幸町1番2号

電話：0143-25-2215

FAX：0143-24-7601

E-mail：soumu@city.muroran.lg.jp

4 企画提案評価の実施

(1) 目的

本事業は、令和4年に開催される室蘭市開港150年・市制施行100年を記念して動画コンテンツを作成するものであり、動画作成における専門的知識や、優れた技術力・企画力などが必要であるため、公募型プロポーザル方式により選定するものである。

5 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 2019年～2022年室蘭市競争入札参加資格者名簿に業務委託中「企画」で登録がある者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の競争入札参加排除の規定に該当しない者。
- (3) 公告の日から入札執行日のいずれの日においても、室蘭市入札参加者資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続き開始前の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。

いこと（更生手続又は再生手続開始後、室蘭市から再認定を受けている者を除く。）

6 参加表明

本企画提案に参加する意思のある事業者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

※代表者印を押印すること。

イ 業務履行実績調書（様式2）

※本業務と同種又は類似の業務実績を有することがわかるようにすること。

ウ 添付書類

- ・会社概要がわかる書類（パンフレット等）
- ・（共同事業体の場合）共同事業体結成の協定書

(2) 提出期限：令和3年7月21日（水）午後5時15分まで

(3) 提出場所：室蘭市役所総務部総務課

(4) 提出方法：持参又は郵送とする。（当日必着。電子メール又はFAXによるものは受け付けない。）

7 企画提案の内容

(1) 作成に関する留意事項

ア 次に掲げる項目を明記すること。

- ・企画内容
- ・構成
- ・BGMや演出など、視覚的な効果
- ・スタッフの人数と構成

イ 企画提案は、本業務における具体的な取組方法や考え方について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要領において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

ウ 企画提案書は、様式3、4及び任意の様式による技術提案、業務工程表、見積書とする。なお、提出書類はA4サイズを原則とし、A3サイズを使用する場合は、A4サイズに折り込み綴ること。

エ 企画提案の参考として映像作品等の媒体資料を提出する場合は、パソコンで再生可能な光ディスクを提出すること。（USBメモリ、メモリーカードは不可）

(2) 記載内容に関する留意事項

提出書類	留意事項
企画提案書（様式3）	代表者印を押印すること。（正本のみ。副本はコピー可。）
業務実施体制調書（様式4）	本業務に関わる予定技術者すべてについて、分担することが業務内容・役割を記載すること。
企画提案（任意様式）	提案した内容の考え方などについて記載すること。
業務工程表（任意様式）	履行期間中における業務のスケジュールについて作成すること。
見積書（任意様式）	合計金額のほか積算内容についても記載すること。

(3) 企画提案書の提出

- ア 提出期限：令和3年7月21日（水）午後5時15分まで
- イ 提出場所：室蘭市役所総務部総務課
- ウ 提出部数：7部（正本1部、副本6部）
- エ 提出方法：持参又は郵送とする。（当日必着。電子メール又はFAXによるものは受け付けない。）

8 企画提案書の提出

提出された企画面議所は、次の項目により評価する。

評価項目	評価事項
1 企画提案内容（70点）	業務理解度、的確性、独自性、実現性
2 実施体制・業務実績等（25点）	業務体制、技術者の経験、実績
3 見積額（5点）	見積価格

9 企画提案の審査及び結果の通知

(1) 選定委員会の設置

企画提案の審査、評価及び選定を行うため、室蘭市職員で構成する記念事業動画作成事業プロポーザルに係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) ヒアリングの実施

選定委員会において、企画提案内容をより理解するため、次のとおりヒアリングを行う。

- ア 実施日：令和3年7月28日（水）
- イ 実施場所：室蘭市役所本庁舎 2階1号会議室
- ウ その他：実施時刻や会場等の詳細は、別途連絡する。また、ヒアリング実施に必

要な機材は、持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。

(3) 審査及び選定

選定委員会において企画提案書及びヒアリング内容を評価、採点し、基準点を超えた者の中から最も得点の高かった事業者を優先交渉権者とする。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、書面による全事業者に通知する。

10 契約の締結

(1) 優先交渉権者と契約条件を協議し、契約内容について合意したのち、随意契約により契約を締結する。なお、優先交渉権者が辞退又はその他の理由により締結できない場合は、次点の者と交渉を行うものとする。

(2) 支払条件

支払いは業務完了後に一括払いとする。受託者は業務完了後、速やかに完了検査を受け、業務の完了が確認された時に、委託料の請求を行うこととする。委託者は請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

11 その他

(1) 参加表明及び企画提案等に要する費用は、事業者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 参加表明書及び企画提案書の提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。

(4) 参加表明書及び企画提案に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。

(5) 企画提案書等の著作権は、原則として当該作成者に帰属する。ただし、採用した企画提案書の著作権は、室蘭市に帰属する。

(6) 審査の経過及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じないものとする。また、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。